



こ う け ん て こ う け ん

# 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～

YouTube  
國松偉公子の  
相続相談室



IKUKO

Go on!



毎年インフルエンザの流行する冬場は、施設訪問が一定程度制限されますが、今年は新型コロナウイルスの猛威で先の見えない施設訪問禁止となり、後見人を務める私の事務所にとっては、施設の方のご厚意と責任感に全面的に頼らざるを得ない状況です。翻って、在宅の方はどうなのでしょう？自ら身を守ることが出来るのか・・・様々なサービス提供者が連携してケアするにせよ、単独で出歩くことも可能なため、一抹の不安を覚えてしまう今日この頃です。本人の意思の尊重を謳う成年後見制度には、自由にもれなく危険がセットについてくるということなのでしょうか。いずれにせよ、1日も早く世界中の人が普通の生活に戻れることを祈るばかりです。



## 【法定後見制度の3つの制度について】

- ① **後見**→判断能力が非常に減退している人の場合、契約の際や財産の管理において本人の代わりに判断する人が常に必要であり本人がした契約についても原則いつでも取り消せるようにしておく必要がある場合に利用。
- ② **保佐**→判断能力にかなり衰えがある場合、例えばしっかりしている時もあるけれど、契約の内容をよく理解できないことが多く間違えて契約してしまう恐れがある時に利用。
- ③ **補助**→判断能力が不十分になって来ている方のためのものです。通常の実行は自分で行うことができるが、最近、物忘れが多くなり、重要な行為については支援が必要などという場合に利用。

## 【実際にご相談を頂いた例】

親が入院して医療費の支払いに親の定期預金の解約をしたいのですが、親の判断能力が不十分なため解約ができません。どうしたら良いですか？

母の判断能力が十分じゃないために遺産分割協議ができなくて…家族がとても困っています。

施設入所が決まりましたが…その際に本人の自宅を売却して費用を用意する必要があります。

でも本人の判断能力が不十分で手続きできません!!



法定後見制度の成年後見人、保佐人、補助人は、家庭裁判所が選任します。

後見人は、本人の権利や利益を守るため、

- 本人に代わって必要なことを行う(代理権)
  - 本人が行うことに関して同意する(同意権)
  - 本人が不利益な契約をしてしまった時にその契約を取り消す(取消権)
- ことによって本人を保護・支援します。

※本人に重要な影響がある判断(自宅の売却など)には裁判所の許可が必要になります。

2020年4月1日



発行所  
オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 國松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021 東京都国分寺市南町三丁目22番2号  
ゼルコパビル4階

TEL0423000255 fax0423000256

[office@kunimatu.jp](mailto:office@kunimatu.jp)

★次回は、「成年後見人制度を利用するための申し立てについて・その1」お伝えします★